各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課 輸入食品安全対策室長 (公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について (韓国産しじみのエンドスルファン)

標記については、平成27年3月30日付け食安輸発0330第1号(最終改正:平成27年8月25日付け食安輸発0825第1号)により通知したところです。

今般、輸入時検査実績を確認した結果、標記の食品及び検査項目については、食品衛生法第23条に基づく輸入食品監視指導計画の検査命令の解除要件を満たすことから、上記通知の別表1の韓国の項中、

I	制日松木の	友 / 出	松木の	그 수교수는	松木の七汁	松木な巫はファル
	製品検査の	条件	検査の	試験品	検査の方法	検査を受けること
	対象食品等		項目	採取の		を命ずる具体的理
				方法		由
	しじみ及び		エンドス	別表 2	平成17年1月24日付	基準値(0.004ppm)
	その加工品		ルファン	の4に	け食安発第0124001	を超えるエンドス
	(切り身、			よるこ	号「食品に残留する	ルファンが検出さ
	むき身に限			と。	農薬、飼料添加物又	れるおそれがある
	る。)				は動物用医薬品の成	ため。
					分である物質の試験	
					法について」による	
					こと。	

を削除するので、御了知の上、関係事業者への周知方よろしくお願いします。